

上野原市地域密着型サービス事業者公募要領
(令和7年度)

令和7年7月
上野原市
長寿介護課

1 公募の趣旨

上野原市（以下「市」という。）では、「上野原市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備を進めています。

本公募は、この計画に基づき、地域密着型サービス等の拠点を整備・運営する指定候補事業者を選定するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の概要

サービス種別	募集数	対象圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 （一体型・連携型どちらでも可）	1事業所	市内全域

3 対象者

令和8年3月までに施設整備及び指定手続きを完了し、同年4月よりサービスの提供開始が見込める事業者を対象とします。

4 応募要件

応募する事業者は、以下の要件を全て満たすことが必要となります。

- (1) 介護保険法による指定事業者の欠格事項に該当しないこと。
- (2) 応募時点で法人格を有し、現に介護保険サービス事業を実施していること、又はそれと同等に事業を円滑に実施できる見込みであること。
- (3) 法人並びに代表者は、国税及び地方税を滞納していないこと。代表者については、介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき更正又は再生手続きをしていないこと。
- (5) 施設を整備する土地及び建物は、運営法人が所有権を有すること。または、取得が見込まれること。借受により事業用地の確保をする場合は、有償借受・無償借受は問わず30年以上の賃借契約を締結し、地上権又は賃借権の登記をすることにより確保した土地であること。
計画地に抵当権（根抵当を含む）が設定されている場合、抹消が確実であること。
- (6) 開設予定地は、確実に実現可能な場所であること。（予め地域住民等への説明会を行い、事業が円滑に進められるように調整を図ってください。また、選定されなければ事業化はできない旨の説明も行ってください。）
- (7) 整備計画は、介護保険法、老人福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法その他の関連する法令及び山梨県並びに市条例等の基準を遵守したものであること。
- (8) 上野原市暴力団排除条例の規定に抵触しないこと。
- (9) 令和8年度から介護サービスの提供が開始できること。

5 指定候補事業者の選定

指定候補事業者は、上野原市地域密着型サービス事業候補者選定委員会において選定し、上野原市介護保険運営協議会の意見を聴き、市長が決定します。

(1) 審査方法

① 第1次審査（書類審査）

提出書類をもとに、書類の不備、公募要領に規定している要件等に抵触していないかに加え、人員や設備基準、経営状況、介護給付の適正化・効率化への取り組みなど書類審査を行います。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第1次審査に合格した応募事業者を対象に、提出書類の内容に関するプレゼンテーションを行っていただきます。

③ 最終審査

応募事業者の事業に対する考え方や理解度、記述の具体性や事業計画の内容等を総合的に審査し採点を行い、指定候補事業者に選定するか否か決定します。

なお、審査の結果、「選定候補事業者なし」とする場合があります。

(2) 審査項目

- ① 法人の運営理念と基本方針
- ② 法人の事業実績
- ③ 法人の財務状況と事業の収支計画
- ④ 事業所の運営方針
- ⑤ 事業計画（利用者確保の見込み）とその運営
- ⑥ 人員（従業者）関係
- ⑦ 施設整備等
- ⑧ 地域や関係機関等と連携した体制づくり
- ⑨ その他（PR等）

(3) 選定の結果

- ① 選定結果は、応募事業者に文書で通知する予定です。
- ② 選定された事業者については、市のホームページで公表します。
- ③ 審査・選定の結果に対する異議には、一切応じられません。
- ④ 指定候補事業者は、改めて事業者の指定申請を行っていただきます。その際、指定基準、運営基準等を満たさない場合には、指定しないことがあります。

(4) 選定の取り消し

- ① 虚偽その他不正な手段により選定を受けた場合は、その決定を取り消します。
- ② 選定後、介護保険法等関係法令に違反していることが判明した場合は、その決定を取り消します。
- ③ 選定後、整備計画に重大な変更が生じた場合は、その決定を取り消すことがあります。
- ④ 決定を取り消した場合、応募に要した費用の弁済及び損害賠償を市に求めることはできません。

(5) その他の留意事項

- ① 選定後、やむを得ない事情により辞退される場合は、辞退届（任意様式）を速やかに提出してください。
- ② 選定後に辞退することは、市の計画全体に大きな支障をきたすため、確実に事業を実施できる見込みをもって応募してください。

6 補助金の活用について

- (1) 施設整備については、「山梨県介護基盤整備等事業費補助金」及び「山梨県介護基盤開設準備等事業費補助金」の活用が見込まれますが、予算が伴うものであるため交付を受けられない場合があります。
- (2) 補助金利用を希望する場合であっても、資金計画については当該補助金を見込まずに作成してください。

7 公募スケジュール（予定）

以下は予定であるため、都合により変更となる場合があります。

No	実 施 期 間	項 目
1	令和7年7月1日（火）～ 8月8日（金）	応募申込・受付期間（※）
	※ 質問受付期間は7月18日（金）まで	
2	9月上旬	提出書類確認（第1次審査）
3	9月下旬	プレゼンテーション（第2次審査）
4	10月中旬	指定候補事業者の決定及び公表
5	令和8年3月	施設整備、指定手続き完了
6	令和8年4月以降	サービス提供開始

8 応募申込書に関する提出書類一覧

項 目	内 容	様 式
1 地域密着型サービス事業応募申込書		様式第1号
2 定款又は寄付行為	最新のもの	
3 法人登記簿謄本	応募申込日前3ヶ月以内に発行されたもの	
4 事業計画書	法人の概要、建築計画など	様式第2号
5 事業計画提案書	所定様式	様式第3号
6 開設スケジュール	土地、設計、工事など開設までのスケジュール	様式第4号
7 資金計画書	提案する事業の資金計画書（補助金を見込まず作成）	様式第5号
8 資金収支見込書	提案する事業の収支見込書（資金・収入・人件費など）	様式第6号 〃 第6-1号 〃 第6-2号
9 施設計画概要	事業予定地に関する位置図、配置図、平面図、立面図（用途・面積を明示したA4判のもの）、現況写真等	
10 土地・建物関係書類	事業開設予定地の権利関係が確認できる書類（土地・建物登記簿謄本等） 借地、借家契約書又は確約書の写し、及び契	

	約に関する合意書	
11 決算書等	①直近３年間の決算書類（貸借対照表、損益計算書） ②補助金・融資・寄付等がある場合は過去３年間の内容 ③損害賠償発生時に対応が可能である書類（損害保険証書等の写し）	
12 納税証明書	国税、県税、市税の過去３年間の納税証明書（設立後に決算を迎えていない法人については、法人代表者の市税等に係る過去３年間の納税証明書） ※未納額がないことを確認できるもの	
13 管理者経歴書	実務経験証明書を添付してください。	様式第 7 号
14 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	従業員の勤務体制	様式第 8 号
15 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	苦情の対応策などの体制	様式第 9 号
16 説明状況報告書	計画予定地の近隣者や地域住民に対する説明状況（概要）	様式第 10 号
17 地域密着型サービス事業実施に関する誓約書		様式第 11 号
18 暴力団排除に関する誓約書		様式第 12 号

9 書類の提出方法及び提出期限

（１）提出方法

以下の「11 問い合わせ先及び提出先」に予め電話で予約のうえ、直接窓口を持参してください。（郵送やメール等による書類の受付はいたしません。）

（２）提出部数

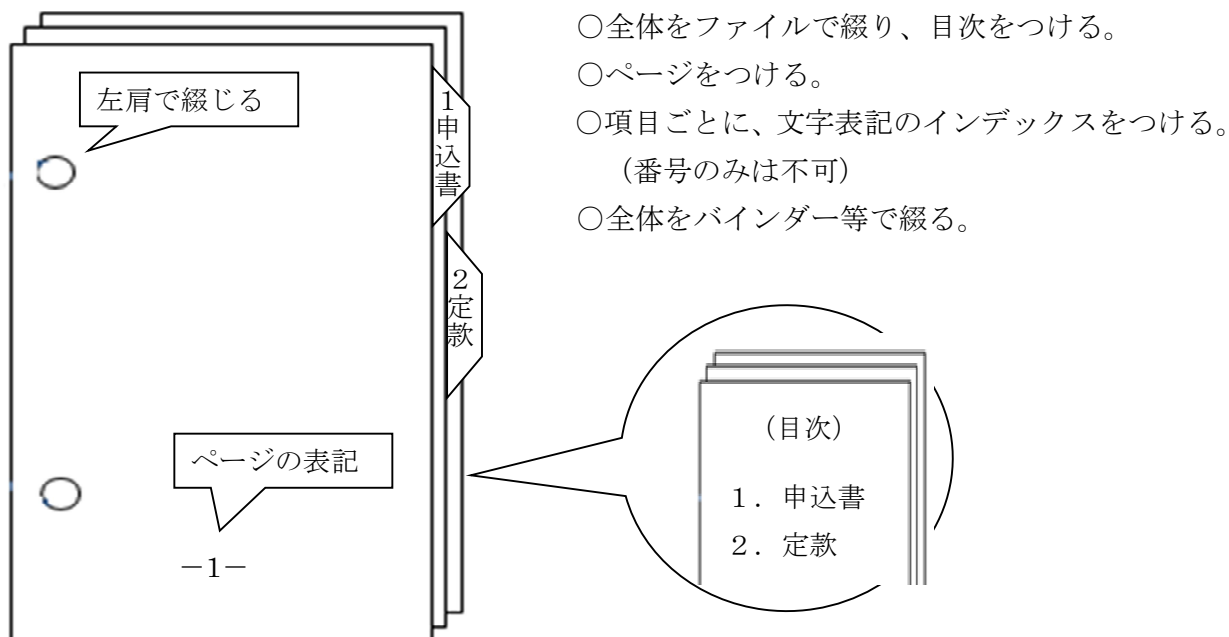
10部（正1・副9部）

（３）提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時まで（土・日曜日及び祝日を除く）

（４）提出書類の体裁

- ① 提出書類の背表紙には、「サービス種別」、「申込者（法人名）」を記載してください。
- ② 「8 応募申込書に関する提出書類一覧」の掲載順に綴ってください。
- ③ 所定様式が定められているもの以外は、原則としてA4版で提出してください。
- ④ 書類の体裁は以下のように整えてください。



(5) 提出に当たっての注意事項

- ① 書類等の不備により、受理しない場合があります。
- ② 原則、関係書類の差替え及び追加等はありません。また、返却もできません。
- ③ 事業計画の準備から応募等に関して要する全ての費用は、応募者側の負担となります。

10 応募に関する質問について

(1) 受付方法

- ① 質問をする場合は「公募に関する質問票」に記入し、以下「11 問い合わせ先及び提出先」のメールアドレス宛に提出して下さい。また、提出した場合は、確認の電話を必ずしてください。
- ② 窓口、電話等による個別の質問にお答えすることはできません。

(2) 受付期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで（確認の電話は開庁時のみ可）

(3) 質問の回答

電子メールで質問者に回答いたしますが、全体に係わるものと判断した場合は、随時、市のホームページにその質問と回答について掲載します。

11 問い合わせ先及び提出先

〒409-0112 山梨県上野原市上野原3163番地

上野原市総合福祉センターふじみ内

長寿介護課 介護保険担当

TEL 0554-62-3128（直通）

E-mail kaigo@city.uenohara.lg.jp